

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第42回）審議概要

開催日時	令和2年（2020年）7月7日（火）14：30		
場所	本庁舎西棟5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学准教授）		
審査対象期間	令和元年10月1日 ～ 令和2年3月31日		
審査対象総件数	248件	(抽出工事名称)	
及び 抽出 事 案 数	一般競争入札	213件	(仮称) ボートレースチケットショップ長門新築工事
			山陰終末処理場沈砂しさを処理棟築造工事
	随意契約	35件	平成30年度 その他市道貴船町34号線単独災害復旧工事
議事事項及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり		
指名停止措置の運用状況報告	3件4者		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

意見・質問	回答
抽出事案の審議について	
市長部局分の解体工事2件について、緊急で随意契約を行った理由は何か。	主な理由としては、借地で土地の返還期日があり、工期末が決まっているため、緊急の随意契約としたもの。
(仮称) ポートレースチケットショップ長門新築工事について	
<p>入札公告の資格設定について「単体企業であること」「長門市内に本店があること」が条件となっており、市内の業者が参加できない条件となっている。この条件をJV（共同企業体）にして、市内の業者を参加させることはできなかったのか。</p> <p>市内の業者が下関市から行く、又は市内の業者が長門市に拠点を作って工事を行うより、長門市の業者に発注するほうが安くすむのか。</p>	<p>長門市で工事を行うにあたり、長門市に本社がある企業が施工する方が、施工上スムーズになると考え、条件を設定した。</p> <p>今回、チケットショップを建築するにあたり国土交通省の大臣許可が必要となる。その条件として地元自治会、長門市長、長門市議会の同意が必要となった。その同意を得る中で、「長門市にできるから、長門市の業者を使い、長門市にお金を落として欲しい」という要望があった。そのことも踏まえつつ、地元の業者が行った方が経費も安くなるのではないかなどの検討を経て、長門市に本店があることを条件とした。</p>
山陰終末処理場沈砂しき処理棟築造工事について	
参加資格設定の中で、JV（共同企業体）を組む時の金額の定め、内規などはあるか。	JV（共同企業体）の取扱いに関する内規を定めており、それに従ってJV（共同企業体）を構成するかどうかを決めているが、工事の内容等、その時の条件によりJV（共同企業体）での発注とならない場合もある。

<p>調査基準価格・失格基準額とは何か。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の関係で何か状況が変わったことがあるか。今回の抽出事案に関わらず、影響は生じていないか。</p> <p>「技術提案資料」とあるが、どのような技術提案があったのか。</p>	<p>総合評価方式では、調査基準価格を設け、一定の金額の範囲内で適正な施工ができるかを審査する。また、失格基準額（調査基準価格から調査基準価格の100分の2を掛けた額を引いたもの）未満の場合は、失格となる。</p> <p>公共工事全体でいうと、東京の方は、かなり影響が出ていて、発注自体を見送ったりしている。</p> <p>本市の状況は、市発注のものについて、発注ができなかったということはない。ただし、国から、新型コロナウイルス感染症の対策を行うために必要な経費などを計上し、変更契約をするなどの対応をするよう通知があり、現場でそういった調整を行っている。</p> <p>今回の総合評価方式は特別簡易型で、施工実績や技術者の配置、優良工事の状況等の評価を「技術提案資料」としている。</p>
---	--

平成30年度 その他市道貴船町34号線単独災害復旧工事について

<p>随意契約の理由に「生活道路であり、早期の着手が必要、早期に着手しなければ現状より不利な条件になることが見込まれる」とある。早く施工しないと危ないというのはわかるが、不利な条件とは何を指すのか。</p> <p>要するに、早急に施工しないと、また大雨が降って被害が拡大し、大きな費用がかかるかもしれないということか。</p>	<p>随意契約理由として、本市の随意契約ガイドラインの規定において、「早期に契約しなければ契約する時期を失い、著しく不利な価格で契約しなければならないことが想定されるとき」というものがあり、現状のまま契約できないと、再度の災害等で状況が変化し、金額が上がる可能性もあったため、その理由で契約した。</p> <p>そうである。そのため、随意契約を行った。</p>
---	--

<p>入札参加者がいなくて不調になったということだが、原因は何か。</p> <p>設計金額について、当初設計が約1,200万円、変更設計が約1,000万円となっているが、減額となった理由は何か。</p>	<p>現場が狭小で、作業を人力で行う予定にしていたことなどが、入札参加者がいなかった原因と考えている。</p> <p>当初、現場の斜面が崩壊しており、重機の搬入が難しいという判断をしていたが、実際に現場に入って、先に人力で土砂の取り除いた結果、小型の重機を搬入できることが判明したため、重機と併用で作業を行うことができる部分について、変更設計を行い減額した。</p>
<p>審 議</p>	
<p>意見等無し</p>	